

知床世界自然遺産に係る記述の抜粋

第4章 海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本的視点

4. 地域の知恵や技術を生かした効果的な取組

我が国では現在も、漁業資源を地域において厳しく管理している事例が見られる。

海氷形成の影響を受けて特異な海洋生態系を有するとともに、海洋と陸域の生態系の相互関係が顕著であるとして世界自然遺産に登録された知床では、2007年に多利用型統合的
海域管理計画を策定し、順応的管理の考え方のもとに漁業者の自主規制を基本として漁業
資源の維持を図りながら海域の生物多様性の保全を目指している。

第4章 海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本的視点

4. 地域の知恵や技術を生かした効果的な取組

広大で多様な主体が関係している海洋の生物多様性を維持していくためには、多様な主体間のより一層の連携とそのための仕組みづくりも欠かせない。先に挙げた知床世界遺産
地域における取組では、関連する科学委員会や地域連絡会議などにおいて、地域住民、産
業界、有識者、行政等の多様な主体の連携の仕組みが形成されたことも重要な点である。

第4章 海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本的視点

5. 海洋保護区に関する考え方の整理

(2) 我が国の海洋保護区の現状

ラムサール条約に基づく登録湿地（その多くが沿岸域に指定されている）、世界遺産条約
に基づく自然遺産登録物件である知床の海域なども、海域に指定された保護区ということ
ができるだろう。

第5章 海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用の施策の展開

4. 海洋保護区の充実とネットワーク化の推進

(2) ネットワーク化の推進

例えば、特定の海域において、様々な管理目的による保護区を組み合わせ、一つの管理計画若しくは十分に調和された複数の管理計画によってこれらの保護区を連携させることは、ネットワークの形態の一つといえる。知床世界自然遺産地域においては、その海域に
おける海洋生態系の保全を担保するため国立公園の区域を拡大すると共に、持続的な漁業
資源利用による安定的な漁業の営みの両立を図るため、管理計画の中に地域の漁業者・漁
業者団体による禁漁区の設定などの資源管理の取組を位置づけている。漁業権制度等によって管理主体が明確な我が国においては、このような漁業者等の自主的な取組が有効であり、生態学的又は生物学的な連続性などに関する科学的な知見を踏まえた生物多様性の保全の取組と連携して取り組まれることが大切である。